様式第２号　その１　（動物実験規程第7条関係）

動物実験計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．動物実験実施者（認定証番号が未取得の場合は動物実験委員会に申し出て指示を受けてください。）◯の部分に動物実験責任者を記入してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　氏　　名 | 動物実験認定証番号 | 学部・研究室名・職名 |
| ◯ |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 |
| ２．動物実験の概要（具体的に箇条書きで記入して下さい。）　（該当するものを○で囲んでください）１．材料採取　２．試料採取　３．外科的処置　４．遺伝・繁殖　５．放射線照射　６．感染　７．発がん　８．行動観察　９．遺伝子操作動物の使用（　KO　TG　その他（　　　　　　　　　））１０．１～９以外（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（目的）（方法） |

様式第２号　その２　（動物実験規程第7条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 3．実験動物の代替について | 動物実験以外の方法叉は他の動物で代替できない理由を記入すること。 |
| （該当するものを○で囲んでください）1．代替手段がない。　2．代替手段では精度が不十分。　3．代替手段の経費莫大。　4．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）【理由】（培養系の実験、疫学研究、臨床研究、コンピュータシミュレーション等の実験方法では、研究の目的が達成できないことを具体的に記述してください。） |
| 4．実験動物の数について | 使用する動物数の妥当性・必要性を記入すること。 |
| （実験成績の再現性、実験のデータの信頼性が確保される最低限の匹数であることをサポートする参考文献も上げてください。） |
| 5．使用する動物種について | 使用する動物種の妥当性・必要性を記入すること。 |
| （該当実験の目的に選択された動物種が適当であることをサポートする参考文献も上げてください。） |
| 6．特殊な実験・手術（例えば、無麻酔手術等）について | 　　①実施する　　　　　②実施しない |
| （苦痛軽減処置を行わない場合には、動物が受ける苦痛の程度と持続時間及び苦痛軽減処置を行わない理由を具体的に記入してください。それが正当なものであることを示すことのできる文献を上げてください。） |

様式第２号　その３　（動物実験規程第7条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 7．遺伝子操作動物の使用について | ①使用する　　②使用しない |
| 遺伝子組換え実験安全委員会の承認の有無 | 有　　　無 |
| No. of Animals: Sex:Spiecies:Strain:Trans/KO gene:Biological safety level ( P1, P2, P3, P4 )Vector:SAFETY EQUIPMENT: |
| 8．薬物について | ①使用する　　　②使用しない |
| 使用する薬剤 | 人体やほかの生物に対する安全性（毒性、発癌性等） | 実験後の処理法 | 解毒法、予防法、治療法 |
|  |  |  |  |
| その他の注意事項 |
| 飼　料 |  | 製造社等名 |  |

様式第２号　その４　（動物実験規程第7条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 9．病原体について | ①使用する　　　　②使用しない |
| 病原体名　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕人体やほかの生物に対する安全性感染性、致死性その他実験後の処理法解毒法、予防法、治療法 |
| 10．動物実験の実施中、終了後の実験動物の取り扱いについて　①　実験動物に対する処置（苦痛の除去法、薬剤投与法、採血法等。（特に麻酔方法（使用薬品名含む）と人道的エンドポイントの設定について詳細に記載してください。）1. 実験終了後の実験動物の処置

（該当するものを○で囲んでください）　　　　保存　①全保存　　〔冷凍保存、ホルマリン固定、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）〕　　　　　　　②一部保存　〔冷凍保存、ホルマリン固定、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）〕　　　　　　　　　一部保存の場合は、保存しない部分の処置についても記入ください。　　　　焼却　　　　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 11．動物の苦痛に関する審査基準　「倫理基準による医学生物学実験法に関する分類」に従って当該動物実験の倫理性がどのカテゴリに該当するか自己評価し、下記に○印を付けてください。**A　　　　　　B　　　　　　C　　　　　　D　　　　　　E** |

様式第２号　その５　（動物実験規程第7条関係）

倫理基準による医学生物学実験法に関する分類（Laboratory Animal Science版）

|  |  |
| --- | --- |
| カテゴリー | 処置例及び対処法 |
| カテゴリA生物個体を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫、又は無脊椎動物を用いた実験 | 生化学的、植物学的研究、細菌学的研究、微生物学的研究、無脊椎動物を用いた研究、組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究、屠場から得られた組織を用いた研究。発育鶏卵を用いた研究。無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。従って無脊椎動物も人道的に扱われなければならない。 |
| カテゴリB脊椎動物を用いた実験で、動物に対して殆ど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験操作 | 実験の目的のために動物をつかんで保定すること。あまり有害でない物質を注射したり、あるいは採血したりするような簡単な処置。動物の体を検査すること。深麻酔により意識を回復することのない動物を用いた実験。短時間（２、３時間）の絶食絶水。急速に意識を消失させる標準的な安楽死法。例えば、大量の麻酔薬の投与や軽く麻酔をかけるなどして鎮静させた動物を断首することなど。 |
| カテゴリC脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験。 | 麻酔下で血管を露出させ、カテーテルを長時間挿入すること。行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間ストレスを伴う保定（拘束）を行うこと。フロイントのアジュバントを用いた免疫。苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激。麻酔下における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの。カテゴリCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によっていろいろな配慮が必要となる。 |
| カテゴリD脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験。 | 行動学的実験において故意にストレスを加えること。麻酔下における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激にから逃れられない場合。長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の身体を保定（拘束）すること。攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。例えば、毒性試験において、動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合。放射線障害をひきおこすこと。ある種の注射、ストレスやショックの研究など。カテゴリDに属する実験を行う場合には、研究者は、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、別の方法がないか検討する責任がある。 |
| カテゴリE麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置。 | 手術する際に麻酔薬を使わず、単に動物を動かなくすることを目的として筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤、例えばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用を持つ薬剤使うこと。麻酔していない動物に重度の火傷や外傷を引き起こすこと。精神病のような行動を起こさせること。家庭用の電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと。避けることのできない重度のストレスを与えること。ストレスを与えて殺すこと。カテゴリEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。カテゴリEに属する大部分の処置は、国の法律によって禁止されており、したがって、これを行った場合は、国からの研究費は没収され、そして（又は）その研究施設の農務省への登録は取り消されることがある。 |

Laboratory Animal Science. Special Issue : 11-13,1987による